

支庁制度改革の実施計画

平成 15年 2月

北 海 道

目 次

1 改革事項の推進に当たって	-----	1
2 改革事項の体系	-----	2
3 改革事項の進め方	-----	3
(1) 地域における総合行政を推進するために	-----	3
(2) 地域の政策を地域主体でつくるために	-----	7
(3) 広域的視点から地域の可能性を生かすために	-----	15
(4) 効果的、効率的な改革のために	-----	19

1 改革事項の推進に当たって

支庁制度改革は、道政全体の改革につながる取組であり、全ての組織と職員が共通認識のもとに、着実に推進していくことが重要である。

このことから、それぞれの改革事項は当該改革事項の所管部課が中心となって取り組むこととしているが、これらの改革を分権時代にふさわしい新たな支庁の確立に結びつけていくため、全庁的な連携や調整を十分に図るとともに、進捗状況を把握しながら、計画的に推進していく。

（推進期間）

支庁制度改革に関する方針に掲げた改革事項は、新しい支庁の実現に向けて、着手できるものから速やかに実施することとしているが、中期的な検討を要する改革事項も含んでいることから、平成15年度から19年度までの5年間をその推進期間として、具体的な取組を進める。

（支庁の再編に関連する改革事項）

支庁制度改革に関する方針に掲げた改革事項には、不断の行政改革として継続的に実施していくべきものや出先機関と支庁の統合に併せて実施すべきもの、あるいは支庁の再編と併せて実施すべきものなどがある。

このうち、次に掲げる改革事項については、市町村合併など地方制度の検討状況を十分踏まえ柔軟に対応するとともに、次期長期総合計画の開始に向けて明らかにする新たな支庁の所管区域の検討と一体的に取り組むこととしている。

1 - 3 地域経営方針（仮称）の導入	地域経営方針（仮称）の策定
2 - 3 道議会との関係	地域経営方針等についての効果的な議論の方策の検討 支庁長と道議会との効果的な議論の方策の検討
3 - 3 所管区域	新たな支庁の所管区域の検討、設定
3 - 4 支庁庁舎所在地	支庁庁舎の配置
3 - 5 住民サービスの向上	地域行政センター（仮称）の設置
4 - 1 設置条例の改正	設置条例の改正

2 改革事項の体系

目 標	推 進 方 向	改 革 事 項
地域における総合行政を推進するために	総合力の確保	1 - 1 出先機関の統合等 1 - 2 支庁の組織体制の再編
	総合力を生かす手だて	1 - 3 地域経営方針（仮称）の導入 1 - 4 支庁間協力体制の確立 1 - 5 地域連携システムの充実
地域の政策を地域主体でつくるために	政策型支庁への転換	2 - 1 地域政策に関する道民の参加と市町村との連携 2 - 2 政策情報の作成・発信 2 - 3 道議会との関係
	実効性の確保	2 - 4 権限の強化 2 - 5 予算システムの構築 2 - 6 支庁長のトップマネジメント 2 - 7 支庁の人事管理
広域的視点から地域の可能性を生かすために	市町村自治の拡充に向けての協力	3 - 1 市町村の体制整備に向けた支援 3 - 2 市町村の意向に基づく権限の移譲
	地域の可能性と特色を生かす所管区域	3 - 3 所管区域 3 - 4 支庁庁舎所在地
	道民の利便性の向上	3 - 5 住民サービスの向上
効果的、効率的な改革のために		4 - 1 設置条例の改正 4 - 2 改革に伴うコスト

3 改革事項の進め方

1 地域における総合行政を推進するために

総合力の確保

【目指す方向】

地域の特色や可能性をより一層生かし、地域の発展力を高める道政を推進するため、様々な行政分野の施策、事業を支庁長のトップマネジメントのもとで執行できる総合的な組織機構を整備する。

1 - 1 出先機関の統合等

出先機関の統合

支庁と教育局との連携

1 - 2 支庁の組織体制の再編

支庁の組織機構の再編

支庁政策会議（仮称）の設置

総合力を生かす手だて

【目指す方向】

支庁は、道政全般に係る政策課題を地域レベルで把握、整理し、道としての地域行政に関する施策の立案や実施に主体的に取り組むとともに、地域の個別課題に的確に対応するための施策を企画・調整する仕組みを強化する。

1 - 3 地域経営方針(仮称)の導入

地域経営方針（仮称）の策定

地域政策事業展開方針（仮称）の策定

1 - 4 支庁間協力体制の確立

支庁間協力体制の確立

1 - 5 地域連携システムの充実

地域連携会議の充実

1 地域における総合行政を推進するために

(1) 総合力の確保

1 改革事項	1 - 1 出先機関の統合等				
2 所管部課	総務部人事課 総合企画部地域政策課				
3 内 容	<p>出先機関の統合 支庁と、保健所、児童相談所、土木現業所及び森づくりセンターを統合し、支庁長のもとで一体的な地域行政を推進する。</p> <p>支庁と教育局との連携 支庁の地域行政の総合性をより高めるため、教育局との連携強化に努める。</p>				
4 実 施 概 要					
項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
出先機関の統合 ・それぞれの機関の現行所在地を基本とした統合案の検討、統合のための組織機構改正等の実施		→			
・機構の異なる支庁の業務の円滑化、連携等に必要な措置					→
支庁と教育局との連携 ・既存会議等の活用					→
・個別課題に応じた連携（適宜）					→

1 改革事項	1 - 2 支庁の組織体制の再編				
2 所管部課	総務部人事課 総合企画部地域政策課				
3 内 容	<p>支庁の組織機構の再編 支庁の組織機構は、企画調整機能を強化するとともに、部門毎の総合性も発揮できるよう関連する分野を集約し、地域経営部門、道民生活部門、産業振興部門及び社会資本部門を基本に再編する。</p> <p>支庁政策会議（仮称）の設置 支庁における総合行政を推進するため、重要事項の審議決定の場として、支庁長及び各部門の長等を構成員とする支庁政策会議（仮称。以下同じ。）を設置する。</p>				
4 実 施 概 要					
項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
支庁の組織機構の再編 ・出先機関の統合に併せた支庁の組織機構の検討	→				
・組織機構改正の実施					→
支庁政策会議（仮称）の設置 ・会議の設置に向けた検討	→				
・会議の設置、開催					→

(2) 総合力を生かす手だて

1 改革事項	1 - 3 地域経営方針（仮称）の導入				
2 所管部課	総合企画部地域政策課				
3 内 容	<p>地域経営方針（仮称）の策定 支庁は、道行政を展開する圏域の基本的な指針として、中長期的な視点から地域の目指す方向や優先的、重点的に取り組む施策、事業などを明らかにした地域経営方針（仮称。以下同じ。）を策定する。</p> <p>地域政策事業展開方針（仮称）の策定 支庁は、地域経営方針に基づき、次年度に取り組む施策、事業などを取りまとめた地域政策事業展開方針（仮称。以下同じ。）を毎年度策定する。</p>				
4 実 施 概 要					
項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
地域経営方針（仮称）の策定 ・地域経営方針（仮称）の検討、策定	新たな支庁の所管区域の検討に併せて検討、策定				
地域政策事業展開方針（仮称）の策定 ・地域政策事業展開方針（仮称）の検討、策定	新たな支庁の所管区域の検討に併せて検討、策定				
・支庁施策展開方針による試行					→

1 改革事項	1 - 4 支庁間協力体制の確立				
2 所管部課	総合企画部地域政策課				
3 内 容	<p>支庁間協力体制の確立 複数の支庁に関わる地域課題については、関係する支庁において対応することを基本にして、施策や事業などの立案、実施を行うための支庁間相互の連携・協力体制を強化する。</p>				
4 実 施 概 要					
項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
支庁間協力体制の確立 ・個別課題に応じた連携（適宜）					→
・既存会議の見直しなど、新たな連携・協力体制の検討、整備（随時）					→
・新しい支庁間の連携・協力体制の検討	新たな支庁の所管区域の検討に併せて検討、策定				

1 改革事項	1 - 5 地域連携システムの充実				
2 所管部課	総合企画部政策室参事（社会資本）				
3 内 容	地域連携会議の充実 社会資本の整備に当たって、地域が主体的に自らの将来像を描き、関係機関が連携・協力し、地域としての必要な事業の重点的な整備に取り組むため、市町村、開発建設部、支庁など関係機関で設置している地域連携会議の充実を図る。				
4 実 施 概 要					
項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
地域連携会議の充実 ・地域連携会議等の開催（継続）					→

2 地域の政策を地域主体でつくるために

政策型支庁への転換

【目指す方向】

支庁が地域に関する政策を担う行政機関として機能するために、道民や市町村の参加の推進や、積極的な政策情報の発信などにより支庁と地域の関係を一層強化するとともに、支庁の施策や事業のチェック体制についても整備する。

2 - 1 地域政策に関する 道民の参加と市町村との連携

- 地域の意向把握、コンセンサスの形成
- 地域との意見交換の実施
- 共同政策研究の充実

2 - 2 政策情報の作成・発信

地域に係る政策情報の作成・公表等

2 - 3 道議会との関係

- 地域経営方針等についての効果的な議論の方策の検討
- 支庁長と道議会との効果的な議論の方策の検討

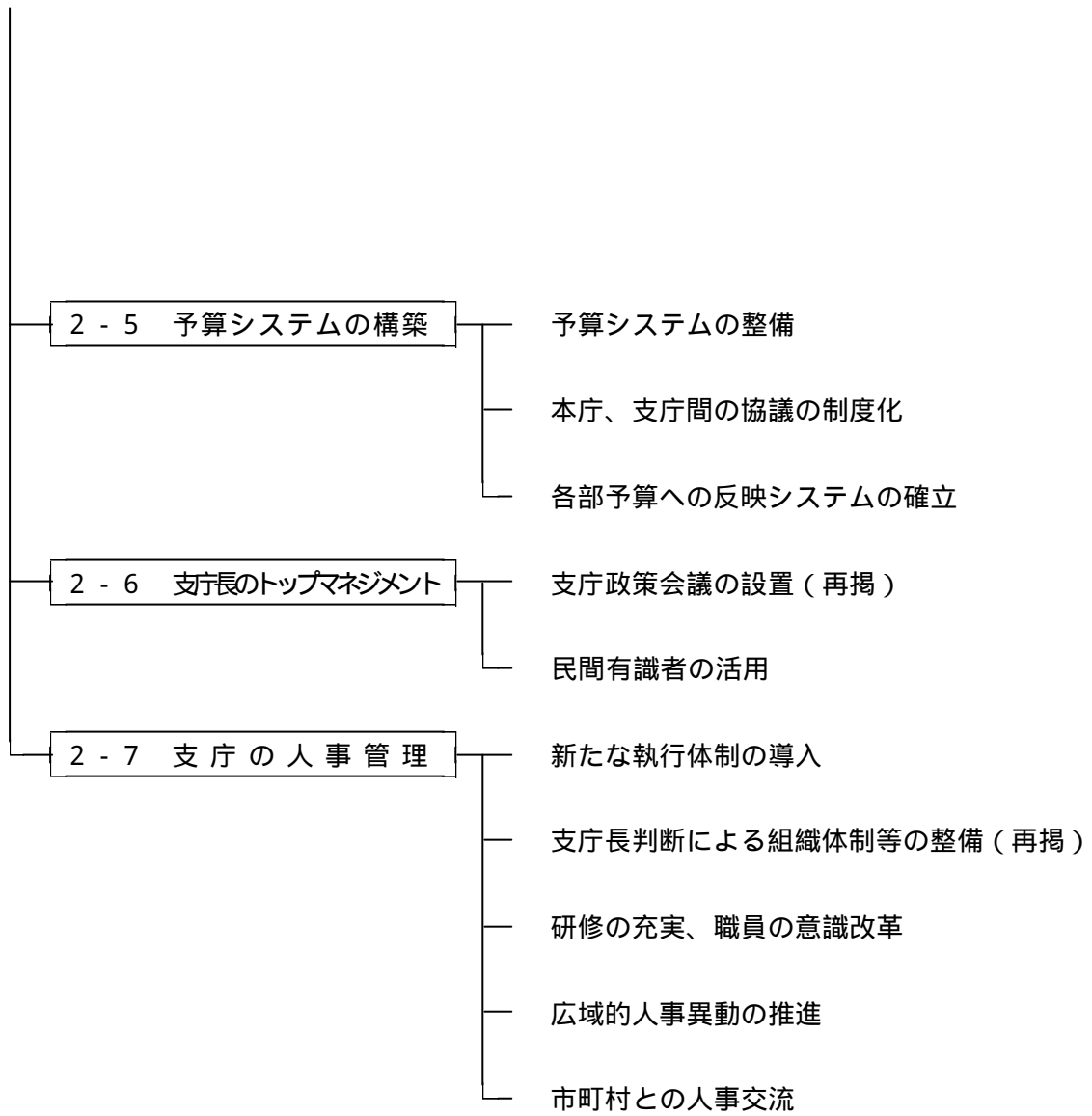
実効性の確保

【目指す方向】

支庁は、地域経営方針の効果的、効率的な推進を図るものとする。そのため、支庁長の権限強化や予算編成過程における支庁の関与を強めるとともに、地域実情に応じた柔軟な体制整備を進める。

2 - 4 権限の強化

- 予算システムの整備（再掲）
- 支庁長権限補助金等の拡充
- 支庁長への権限移譲・権限強化
- 支庁長判断による組織体制等の整備



2 地域の政策を地域主体でつくるために

(1) 政策型支庁への転換

1 改革事項	2 - 1 地域政策に関する道民の参加と市町村との連携				
2 所管部課	総合企画部地域政策課		総合企画部広報広聴課		
3 内 容	<p>地域の意向把握、コンセンサスの形成 地域経営方針及び地域政策事業展開方針の策定に当たっては、既存の各種会議を活用するなどして、地域の意向把握や施策の重点化等に係る地域のコンセンサスの形成を図る。</p> <p>地域との意見交換の実施 支庁長等支庁の幹部は、地域における課題的確な把握や政策の効果的な推進のため積極的に地域へ出向き、住民、市町村等と幅広い意見交換に努める。</p> <p>共同政策研究の充実 支庁が市町村との緊密な連携のもとに、地域のニーズに即した施策等を実務的な見地から立案・形成・推進していくため、支庁と市町村の職員による共同政策研究の体制を充実する。</p>				
4 実 施 概 要					
項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
地域の意向把握、コンセンサスの形成 ・ 既存会議等の活用					→
・ 地域経営方針及び地域政策事業展開方針に係る地域意向把握及びコンセンサスの形成方策の検討	新たな支庁の所管区域の検討に併せて検討、策定				
地域との意見交換の実施 ・ 懇談会の開催等					→
共同政策研究の充実 ・ 体制の充実に向けた検討	→				
・ 支庁市町村職員共同政策研究会の開催					→

1 改革事項	2 - 2 政策情報の作成・発信				
2 所管部課	総合企画部地域政策課 総合企画部政策室参事（社会資本）				
3 内 容	<p>地域に係る政策情報の作成・公表等</p> <p>支庁は、地域に係る施策事業体系及び社会資本整備状況などに関する資料を作成し公表する。</p> <p>地域経営方針などの策定過程において、より多くの住民の参加が得られるよう、道、市町村などが有する情報の共有化を促進する。</p>				
4 実 施 概 要					
項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
<p>地域に係る政策情報の作成・公表等 ・支庁施策展開方針等の公表</p> <p>・地域経営方針、地域政策事業展開方針の策定過程における情報の共有化</p>					→
	新たな支庁の所管区域の検討に併せて検討、策定				

1 改革事項	2 - 3 道議会との関係				
2 所管部課	総合企画部構造改革推進課				
3 内 容	<p>地域経営方針等についての効果的な議論の方策の検討</p> <p>道行政を展開する圏域の基本的な指針として策定する地域経営方針を基に、地域の目指す方向や地域課題等について、道議会と効果的な議論を行う方策等について検討する。</p> <p>支庁長と道議会との効果的な議論の方策の検討</p> <p>地域政策に係る課題等について、支庁長と道議会との効果的な議論を行う方策等について検討する。</p>				
4 実 施 概 要					
項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
<p>地域経営方針等についての効果的な議論の方策の検討</p> <p>支庁長と道議会との効果的な議論の方策の検討</p>					
	新たな支庁の所管区域の検討に併せて検討				
	新たな支庁の所管区域の検討に併せて検討				

(2) 実効性の確保

1 改革事項	2 - 4 権限の強化				
2 所管部課	総合企画部構造改革推進課	総合企画部地域政策課	総務部人事課		
3 内 容	<p>予算システムの整備（再掲） 支庁が地域の意向などを踏まえ策定した施策等を、道予算の編成過程に十分反映するシステムを整備する。</p> <p>支庁長権限補助金等の拡充 支庁の独自事業の対象を拡大、強化するとともに、支庁長権限補助金についても本庁各部で所管している道単独補助金と地域政策補助金とを統合するなどし、支庁における施策展開に的確に対応できる総合補助金として拡充する。</p> <p>支庁長への権限移譲・権限強化 地域ニーズに柔軟かつ機動的に対応するため、本庁から支庁への権限移譲を積極的に進めるとともに、移譲された事務について、支庁が決定する際の、本庁との協議を縮小するなど、支庁長の権限を強化する。</p> <p>支庁長判断による組織体制等の整備 新たな執行体制において、所掌事務の遂行上必要がある場合には、支庁長の判断により柔軟な組織体制や人員配置を可能とする仕組みを整備する。</p>				
4 実 施 概 要					
項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算システムの整備（再掲） ・ 庁内WGの設置、検討 ・ 新たなシステムの試行、導入		→			→
支庁長権限補助金等の拡充 ・ 拡充に向けた検討 ・ 支庁独自事業の拡大、強化 ・ 支庁長権限補助金の拡充	→				→
支庁長への権限移譲・権限強化 ・ 各部において毎年度検討し、可能なものから順次移譲					→
支庁長判断による組織体制等の整備 ・ 必置規制の有無や広域性などの観点から検討、調整 ・ 可能なものについて、支庁長判断による組織機構改正の実施			→		→

1 改革事項	2 - 5 予算システムの構築				
2 所管部課	総合企画部構造改革推進課		総合企画部地域政策課		
3 内 容	<p>予算システムの整備 支庁が地域の意向などを踏まえ策定した施策等を、道予算の編成過程に十分反映するシステムを整備する。</p> <p>本庁、支庁間の協議の制度化 地域政策事業展開方針などにより、優先的、重点的に実施すべき施策や事業についての知事等に対するプレゼンテーションや本庁・支庁間協議を制度化する。</p> <p>各部予算への反映システムの確立 現在の「支庁の独自事業」という予算の枠組みのみならず、支庁の各所管部局が企画した施策を本庁関係部において予算に十分反映できるシステムを確立する。</p>				
4 実 施 概 要					
項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算システムの整備 ・庁内WGの設置、検討 ・新たなシステムの試行、導入		→			→
本庁、支庁間の協議の制度化 ・既存会議等の活用による本庁、支庁間協議 ・庁内WGの設置、検討 ・新たなシステムの試行、導入					→
各部予算への反映システムの確立 ・庁内WGの設置、検討 ・新たなシステムの試行、導入		→			→

1 改革事項	2 - 6 支庁長のトップマネジメント				
2 所管部課	総合企画部地域政策課 総務部人事課				
3 内 容	<p>支庁政策会議の設置（再掲） 支庁における総合行政を推進するため、重要事項の審議決定の場として、支庁長及び各部門の長等を構成員とする支庁政策会議を設置する。</p> <p>民間有識者の活用 支庁長が民間有識者の持つ専門的知識を積極的に活用するなど、支庁の政策活動の充実に向けた体制の整備を図る。</p>				
4 実 施 概 要					
項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
支庁政策会議の設置（再掲） ・会議の設置に向けた検討 ・会議の設置、開催	→				
					→
民間有識者の活用					→

1 改革事項	2 - 7 支庁の人事管理				
2 所管部課	総務部人事課 総合企画部市町村課				
3 内 容	<p>新たな執行体制の導入 社会変化に伴う新たな地域課題や住民ニーズに迅速に因應するため、柔軟性、機動性を備えた組織体制を整備するとともに、職員一人ひとりがより主体的に職務に取り組み、事務の迅速化を図ることを目的として、グループ制など新たな執行体制の導入を図る。</p> <p>支庁長判断による組織体制等の整備（再掲） 新たな執行体制において、所掌事務の遂行上必要がある場合には、支庁長の判断により柔軟な組織体制や人員配置を可能とする仕組みを整備する。</p> <p>研修の充実、職員の意識改革 地域課題に適切に対処し、質の高い施策等を推進していくため、分権時代に対応した研修等を充実し、職員の政策形成能力の向上や職員の意識改革を図る。</p> <p>広域的人事異動の推進 職員の士気高揚を図り、職員の能力を有効に活用するため、本庁、支庁、その他の出先機関間の広域的人事異動を積極的に進める。</p> <p>市町村との人事交流 市町村と道との人事交流を積極的に進め、市町村職員については、特に支庁における受け入れを拡大する。</p>				
4 実 施 概 要					
項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
新たな執行体制の導入 ・支庁の係体制の大括り化				→	
・新たな支庁区域を踏まえた執行体制の検討	新たな支庁の所管区域の検討に併せて検討				
支庁長判断による組織体制等の整備（再掲） ・必置規制の有無や広域性などの観点から検討、調整 ・可能なものについて、支庁長判断による組織機構改正の実施			→		→
研修の充実、職員の意識改革 ・各種研修の内容充実（政策形成、政策ディベート等） ・外部（民間）講師の積極的活用					→
広域的人事異動の推進					→
市町村との人事交流					→

3 広域的視点から地域の可能性を生かすために

市町村自治の拡充に向けての協力

【目指す方向】

支庁が、市町村とのパートナーシップのもとに地域に根ざした行政を実施するために、市町村の体制強化に向けた取組を推進・支援する。

3 - 1 市町村の体制整備に向けた支援 — 広域行政を推進する体制整備支援

3 - 2 市町村の意向に基づく権限の移譲 — 市町村の意向に基づく権限の移譲

地域の可能性と特色を生かす所管区域

【目指す方向】

北海道の発展を図ることは、道の重要な責務である。支庁制度改革は、支庁が地域の実情に応じた政策を自ら企画立案し、総合的な行政を推進することによって、道の重要な役割である地域振興の中心的な役割を担う行政機関とすることを目指しており、その目的を達成するため、支庁の所管区域は道の基本的な政策展開圏域に一致させることが望ましい。

3 - 3 所 管 区 域 — 新たな支庁の所管区域の検討、設定

3 - 4 支庁庁舎所在地 — 支庁庁舎の配置

道民の利便性の向上

【目指す方向】

支庁の組織機構の整備と併せ、道民の利便性の向上に配慮した窓口体制の整備や事務手続の簡素化や効率化を進める。

3 - 5 住民サービスの向上 — 地域行政センター（仮称）の設置

申請・届出手続きの窓口体制の整備

申請・届出手続きのIT活用

インターネット利用環境の整備

3 広域的視点から地域の可能性を生かすために

(1) 市町村自治の拡充に向けての協力

1 改革事項	3 - 1 市町村の体制整備に向けた支援				
2 所管部課	総合企画部市町村課				
3 内 容	広域行政を推進する体制整備支援 市町村が基礎的自治体としての役割を十分に発揮することができるよう、地域住民の意向に沿った自主的な合併を支援するとともに、市町村間や道を含めた広域連合制度の活用や自治体間の協議会の設置、機関等の共同設置、事務の委託等、広域行政を推進するための体制整備に向けた取組を支援する。				
4 実 施 概 要					
項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
広域行政を推進する体制整備支援 ・自主的合併の支援		→			
					→
・事務の共同処理を推進するための体制整備に向けた取り組みの支援					

1 改革事項	3 - 2 市町村の意向に基づく権限の移譲				
2 所管部課	総合企画部市町村課				
3 内 容	市町村の意向に基づく権限の移譲 住民に身近な行政はできる限り住民に身近な市町村で処理することが望ましいとの観点から、市町村の意向に基づき、住民の生活環境の整備や保健、福祉などの総合的な行政サービス、産業振興のための基盤・条件整備などに必要な権限について、財源や技術面での支援にも配慮しながら移譲を進めていく。				
4 実 施 概 要					
項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
市町村の意向に基づく権限の移譲 ・市町村への権限の移譲（継続）					
					→

(2) 地域の可能性と特色を生かす所管区域

1 改革事項	3 - 3 所管区域				
2 所管部課	総合企画部構造改革推進課				
3 内 容	<p>新たな支庁の所管区域の検討、設定</p> <p>支庁の所管区域は、支庁が地域の行政機関として、社会経済情勢等の変化に的確に対応するとともに、地域の持つ様々な可能性を広域的、総合的に結びつけ地域の振興が図られるよう、道行政の政策展開圏域として設定する。</p> <p>支庁の所管区域については、地域生活経済圏の考え方をもとに、現在の圏域について検証の上、設定する。</p> <p>所管区域の設定に当たっては、方針策定過程で頂いた意見等を踏まえるとともに、市町村合併の動向や、所管支庁の変更を希望する市町村の意向などに十分配慮していく。</p>				
4 実 施 概 要					
項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
<p>新たな支庁の所管区域の検討、設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内検討組織の設置 ・ 地域説明会の実施 ・ 推進体制の整備等 	<p>新たな政策展開圏域を踏まえた所管区域の検討、設定</p>				

1 改革事項	3 - 4 支庁庁舎所在地				
2 所管部課	総合企画部構造改革推進課				
3 内 容	<p>支庁庁舎の配置</p> <p>支庁庁舎については、行政の効果的、効率的な執行や庁舎整備に要するコストなどを勘案し配置する。</p> <p>現在の支庁所在地が移動し、地域に経済的影響等が生じると考えられる場合、当該地域の振興等について十分に配慮する。</p>				
4 実 施 概 要					
項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
支庁庁舎の配置	<p>新たな支庁の所管区域の検討に併せて検討、設置</p>				

(3) 道民の利便性の向上

1 改革事項	3 - 5 住民サービスの向上
2 所管部課	総合企画部構造改革推進課 総務部総務課参事 総合企画部IT推進室
3 内 容	<p>地域行政センター（仮称）の設置 支庁の再編に合わせ、新たな所管区域における行政サービスの確保の観点から、保健、福祉などの道民生活に関連の深い業務を担うため、支庁所在地の変更のあった地域に地域行政センター（仮称）を設置する。</p> <p>申請・届出手続きの窓口体制の整備 道民等が直接支庁等へ出向かなければならない事務を中心に、申請・届出手続きの簡略化や提出先等の所管区域外での受付、窓口サービスの向上等、道民の立場に立った事務の改善を進める。</p> <p>申請・届出手続きのIT活用 市町村や国の関係機関等と連携し、インターネットを利用して申請や届出、調達などの手続きを電子的に行えるようにするシステムの整備を一層促進するとともに、住民や市町村に対するITの普及啓発や支援などの機能の充実を図る。</p> <p>インターネット利用環境の整備 ・インターネットを利用できない環境にある住民等のため、環境整備について検討する。 ・高速・超高速インターネットを利用できる環境の整備を促進するため、市町村の取組みを支援する。</p>

4 実施概要

項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
地域行政センター（仮称）の設置 ・センターの機能や体制の検討、設置	新たな支庁の所管区域の検討に併せて検討、設置				
申請・届出手続きの窓口体制の整備 ・申請・届出事務の簡略化等事務改善					→
申請・届出手続きのIT活用 申請・届出等事務のオンライン化 ・汎用電子申請システムの構築 ・汎用電子申請システムの運用 ・個別事務の順次適用	→				→
市町村の電子自治体化の支援 ・相談窓口（電子会議室）の開設					→
インターネット利用環境の整備 ・公共端末用コンテンツの充実 ・ブロードバンド環境の整備促進					→

4 効果的、効率的な改革のために

【目指す方向】

道政改革は、その動きが道民の目にもわかりやすく、多くの道民に支持されるものでなければ
ならない。そのため、支庁制度改革を進めることによって行政に係るコストの抑制に資すると
ともに、行政運営の基本的な考え方等を条例等に規定し、明らかにする。

4 - 1 設置条例の改正

設置条例の改正

4 - 2 改革に伴うコスト

改革全体を通じたコストの抑制

4 効果的、効率的な改革のために

1 改革事項	4 - 1 設置条例の改正				
2 所管部課	総務部人事課				
3 内 容	<p>設置条例の改正</p> <p>支庁設置条例については、新たな支庁の所管区域の設定に併せて、現在規定している名称、所在地、所管区域に加え、支庁設置の目的や運営の基本的な考え方などについても規定する。</p> <p>道行政を地域において展開する行政機関として支庁の重要性が増すことから、「支庁」という名称についても検討する。</p>				
4 実 施 概 要					
項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
設置条例の改正	新たな支庁の所管区域の検討に併せて検討、改正				

1 改革事項	4 - 2 改革に伴うコスト				
2 所管部課	総合企画部構造改革推進課				
3 内 容	<p>改革全体を通じたコストの抑制</p> <p>支庁制度改革を実施するに当たっては、支庁機能の強化と簡素で効率的な組織機構等の実現、施設整備のための初期投資や維持管理経費など直接的な行政経費の最小化、行政サービスの迅速性の向上など、改革全体を通してコストの抑制を図っていく。</p>				
4 実 施 概 要					
項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
改革全体を通じたコストの抑制					→

支庁制度改革の実施計画

北海道総合企画部政策室構造改革推進課

札幌市中央区北3条西6丁目

011-231-4111 (内線23-926, 23-927)

011-232-8924

<http://www.pref.hokkaido.jp>

sogo.kouzou2@pref.hokkaido.jp
